

### 平成27年度 酒田市日々雇用職員 (臨時・パート)の登録

●お問い合わせ／市総務課  
職員係 ☎26-5702

職種／①一般事務 ②保育士 ③保育助手 ④校務員・作業員 ⑤調理員 ⑥保健師 ⑦船員 ⑧施設管理員 ⑨看護師・准看護師 ⑩薬剤師・診療放射線技師 ⑪看護助手 ⑫教育支援員(教員補助業務) ▼資格 など／②⑥⑨⑩および⑧の一部施設は有資格者。⑦は海技士(航海5級、機関4級以上) ▼雇用期間／業務に応じて(週38時間45分勤務の場合、最高9か月) ▼選考／登録者の中から業務に応じて選考(必ず採用されるとは限りません) ▼申し込み／受け付けは随時。4月当初からの雇用を希望する方は、2月16日(月)までに登録をしてください。履歴書(写真添付)を、市役所2階総務課 ☎26-5702、中町庁舎4階教育委員会管理課 ☎26-5772、各総合支所地域振興課のいずれかへ持参

◆希望職種、パソコン操作の可否などお聞きしますので本人が持参してください(郵送不可)。  
◆現在登録している方も新たに登録が必要です。

### 市職員採用試験のお知らせ

●お問い合わせ／市総務課職員係  
☎26-5702

募集職種／看護師 ▼採用予定人員／若干名 ▼受験資格／昭和50年4月2日以降に生まれた方で、看護師の免許を有する方、または取得見込みの方(准看護師は除きます) ▼採用試験日・場所・科目／2月15日(日)・八幡病院・適性検査、面接 ▼申し込み／1月16日(金)～2月4日(水)(必着)に市役所2階総務課へ郵送または持参  
◆詳しくは同課へ問い合わせてください。

### ①酒田市環境基本計画(案)

### ②酒田市ごみ処理基本計画(案)

への意見募集(パブリックコメント)  
●お問い合わせ／①市環境衛生課環境係 ☎31-0933、②市環境衛生課管理係 ☎31-0933

意見募集期間／①1月21日(水)～2月9日(月) ②1月16日(金)～2月4日(水)

公表資料の設置場所／市環境衛生課(広栄町3-1-33)、市役所1階行政情報閲覧コーナー、各総合支所地域振興課  
意見の提出方法／市環境衛生課へ持参または郵便、ファクシミリ、Eメール

提出先／酒田市環境衛生課、〒998-8540(住所不要)、☎31-0932、Eメール kankyo@city.sakata.g.jp

●詳しくは公表資料をご覧ください。公表資料は市ホームページにも掲載します。

◆寄せられた意見は市の考えとともに後日公表します。

◆個々の意見に対する直接回答は行いません。

### 酒田市の風力発電事業の環境影響評価における現地調査状況等説明会

●お問い合わせ／市政策推進課  
政策推進係 ☎26-5704

本市が計画する「酒田市十里塚風力発電事業(仮称)」の環境影響評価における現地調査の状況などについて説明会を開催します。

### ●説明会

日時／2月8日(日)午後3時～

場所／公益ホール1階中研修室

対象／どなたでも

申し込み／当日会場へ

◆同日午後1時30分～同会場で山形県企業局の風力発電事業の環境影響評価における現地調査などについて説明会が開催されます。詳しくは本紙7ページをご覧ください。

### 雪害事故を防止しましょう

●お問い合わせ／市危機管理課  
危機管理係 ☎26-5701  
山形県企画振興部市町村課  
☎023-630-2680

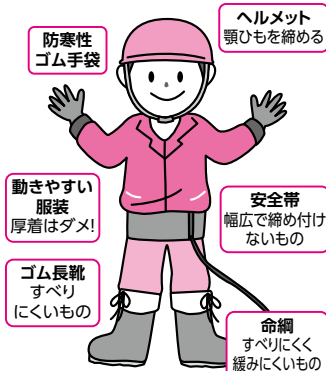
1月23日(金)～2月8日(日)は、雪害事故防止週間です。

雪による事故被害の原因で最も多いのは、自宅などの雪下ろし中の事故で、全体の約6割を占めています。特に高齢者の方が事故に遭うケースが多くなっています。

次のポイントに注意して、安全に雪下ろし作業を行いましょ。

- 雪下ろしの「8つの重要ポイント」
- 屋根の雪の緩みに注意する
- ヘルメットをかぶり安全な服装で作業する
- 命綱を使う
- はしごはしっかりと固定する
- 使いやすい除雪道具を使う
- 2人以上で作業する
- 無理な作業はしない
- 足場はいつも注意する

### ●安全な服装とは…



## 平成27年度市・県民税の改正点について

●お問い合わせ／市税務課市民税係 ☎26-5712～5714

### 住宅借入金等特別控除の適用期間が延長されます

住宅借入金等特別税額控除の適用期間を、居住開始年月日が平成29年12月31日であるものまで延長します。また市・県民税の住宅借入金等特別税額控除の適用限度額は、所得税の課税総所得金額等の5割（最高97,500円）とされていましたが、居住開始年月日が平成26年4月1日から平成29年12月31日であるものについて、その年分の所得税の課税総所得金額等の7割（最高136,500円）※に拡充します。

	【改正前】	→	【改正後】	
居住開始年月日	～平成25年12月31日		平成26年1月1日～3月31日	平成26年4月1日～平成29年12月31日
控除限度額	所得税の課税総所得金額の5%（最高97,500円）		所得税の課税総所得金額の5%（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額の7%（最高136,500円）※

※この控除額は、住宅の対価の額または費用に含まれる消費税等の税率が新消費税（8割）である場合の金額であり、それ以外における控除額は、その年分の所得税の課税総所得金額等の5割（最高97,500円）が限度です。

### 上場株式等に係る配当所得および譲渡所得に対する税率が変わります

上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る10割軽減税率（所得税7割、住民税3割）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20割（所得税15割、住民税5割）が適用されます。

#### 上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区分	平成21年分～平成25年分【改正前】	→	平成26年分以後【改正後】
金融商品取引業者等を通じた売却等	10%（所得税7% 住民税3%）		20% （所得税15% 住民税5%）
上記以外	20%（所得税15% 住民税5%）		

#### 上場株式等の配当等に係る税率

平成21年分～平成25年分【改正前】	→	平成26年分以後【改正後】
10%（所得税7% 住民税3%）		20%（所得税15% 住民税5%）

◆所得税においては、平成25年分から2.1%の復興特別所得税が創設されており、確定申告の際には、その年分の所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税を申告・納付することとなります。

### ゴルフ会員権等（生活に通常必要でない資産）の譲渡損失を損益通算できなくなります

生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）が追加されました。これにより、ゴルフ会員権等の譲渡損失については、総合課税において、他の所得との損益通算が適用できなくなります。

氏名（地区）	氏名（地区）	氏名（地区）
安達 勉（東中の口町）	齋藤 俊勝（船場町二丁目）	富樫 忠（日吉町二丁目）
阿部 万里子（幸町二丁目）	故 佐藤 隆雄（北今町）	藤井 武（上本町）
池田 弘（麓）	佐藤 ひさ（光ヶ丘一丁目）	堀 桂吾（熊手島）
石原 幸雄（字元新屋敷）	眞田 忠（東大町一丁目）	本間 孝（亀ヶ崎一丁目）
小林 正夫（浜中）	故 澁谷 清吉（中央東町）	
小松 良雄（市条）	進藤 庄三郎（広野）	

環境衛生功労者感謝状は、きれいなまちづくりのため、地区のごみの減量や資源化、環境美化活動など10年以上にわたり、自ら積極的に奉仕され、地域の模範となっている方に対し贈呈するものです。贈呈式は、平成26年12月19日に行われ、16人が受賞されました。

**平成26年度環境衛生功労者感謝状受賞者**  
 ●お問い合わせ／市環境衛生課  
 管理係 ☎31-0933